

令和4年(2022年)3月28日
都市基盤部基盤整備課

豊中市無電柱化推進計画(素案)に関する意見募集の結果について

令和4年(2022年)2月15日～3月7日に実施した意見公募手続の結果は下記のとおりです。

(1) 集計結果

(1) 提出方法別提出人数と意見件数

	提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
1	郵便		
2	ファクシミリ		
3	電子メール	1	1
4	所管課への直接提出		
5	その他	2	2
	合計	3	3

(2) 市民等の区分別人数

	市民等	提出人数(人)	意見件数(件)
ア	市の区域内に住所を有する者	1	1
イ	市の区域内に事務所等を有する個人及び法人等		
ウ	市の区域内に存する事務所等に勤務する者		
エ	市の区域内に存する学校に在学する者		
オ	市税の納税義務者		
カ	意見公募手続に係る計画等に利害関係を有するもの	2	2
	合計	3	3

(2) 提出意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	提出意見の概要	市の考え方
1	4. 無電柱化の推進計画	<p>「4.4.1 優先的に無電柱化を推進する箇所の選定基準」について、通学路も明記してほしいです。</p> <p>当市では通学路に4m幅未満の道路が多く指定されています。日ごろから歩道のない通学路で、電柱をよけるために道路中央へ出た子供が、自転車や車に接触しかけるといったヒヤリハットを度々見かけます。また鳥のフンなどが電柱の周りを取り囲むように落ちていて、それをよけるために大幅に道路中央に出る子供たちも沢山います。</p> <p>残念ながら、電柱があっても通学路であっても徐行しない車は多く、道幅が狭く歩道が作れないのであれば、電柱を撤去するのが最善だと思います。</p> <p>子供たちの安全を守るためにも、無電柱計画を推進する箇所として「通学路」の追加と明記をお願いします。</p>	<p>通学路についても、歩行空間の安全性を向上させるため、本計画「4.1 優先的に無電柱化を推進する箇所の選定基準」に合致する路線につきましては、無電柱化の検討を行ってまいります。</p> <p>また、本市では通学路の安全確保に向け、「豊中市通学路交通安全プログラム」を平成27年度(2015年度)に策定しており、3年毎に通学路点検を実施し、新たなプログラムを策定しております(令和3年度(2021年度)策定予定)。同プログラムでは、道路管理者、警察、PTA、教育委員会及び市が連携して、通学路の点検や交通安全対策を実施しており、継続的かつ効果的な通学路の交通安全対策の確保に努めております。</p>
2	5. 無電柱化の整備手法	<p>「5.1 地中化による無電柱化」の「①電線共同溝方式(従来方式)」について、(従来方式)の記述を削除した方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>(従来方式)の記述が無い、②単独地中化方式、③要請者負担方式等が新方式のように誤解してしまう可能性があると思います。</p>	<p>ご意見のとおり、(従来方式)の記述により、その他方式が新方式であるとの誤解を招く可能性があることから、(従来方式)の記述を削除いたします。</p> <p>(修正前) ①電線共同溝方式(従来方式) (修正後) ①電線共同溝方式</p>

3	5. 無電柱化の整備手法	「5.3 道路の占用の制限」の文中「道路法第 36 条による義務占有規定を適用しないこととし、」と記載がありますが、法律を「適用しない」という表現は適切ではないと思います。	道路法第 37 条第 1 項を参考に以下のとおり修正します。 (修正前) 「道路法の改正により(中略)、道路法第 36 条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が(省略)」 (修正後) 「道路法の改正により(中略)、道路法第 36 条による義務占有規定にかかわらず、道路管理者が(省略)」
---	--------------	--	--